

第二十六話 「1通の礼状から」

(株) 三商 内藤 雄

「国分寺マイタウン情報」の“木漏れ日”がご縁で、Sさんからご相談を受けました。2世帯住宅と息子さん夫婦に関する問題です。Sさんの奥様・2人の息子さんにもお会いしお話ししました。問題を抱えながらも、実にいいご家族です。話の流れの中から、Sさんには遺言を書くことをお勧めしました。

当初の問題は、ご家族の話し合いとご本人の熱意で良い結果に落ち着きました。最初の相談から9ヵ月後、Sさんの遺言も公正証書で無事に作成できました。公証役場で、完成した遺言書を受け取りホッとした表情のSさんを見て、思わず「安心して長生きしてくださいね」と声をかけました。

そのSさんから礼状をいただきました。「証書を見て感激もあらたに“本当なんだ”と、思いもよらぬ出来事に妻と2人して言葉にならない安堵が…」と。まさかご自分が遺言を書くとは思ってもよらなかったのでしょうか。さらに、「人生をとりもどした様な思いです。」とも。

「遺言を書いてくださいね。必ず付言事項もね。」とアドバイスするのは簡単です。しかし、実際に書こうとする人の気持は重く複雑です。Sさんもきっと人生を振り返ったはずで、遺言の原案と共に、付言事項の文章を読ませていただきました。「結婚してから47年が経過しようとしている。」で始まり、子育てに専念し単身赴任の家庭を守り続けた妻の苦勞に感謝し、学費や住宅ローンに苦勞しながらも立派に成長した子供たちに感謝し、その子供たちに自分が先だったあと母を頼むと託し、最後に「たよりない親ではあったが、ほんとうにありがとう。合掌。」で結ばれています。便箋2枚にびっしりと書きこまれた付言は、他人の私が読んでも涙がこみあげてきます。

この遺言と付言があれば、この家族は決してめめないと確信しました。

「付言を見せたら妻が涙を浮かべて喜んでくれました。」と、Sさんは照れくさそうに言いました。遺言を書くことをきっかけに、これまでの人生をご夫婦で語り合う機会ができたのでしょうか。夫の書いた「付言事項」を読んで、奥様は夫の思いと夫婦の絆を感じることができたのでしょうか。こっそり書いて死後に読ませる遺言より、生きているうちに妻に感謝の気持ちを伝える遺言もあるのですね。

礼状と共に、Sさんから報酬もいただきました。私はかつて長く金融業をやっていました。金に困った人に金を貸します。その時は「ありがとうございます。助かります。」と感謝されます。その人に働かせ、私は会社で寝ています。1ヵ月後、その人が利息を持ってきます。払わなければ取り立てます。今は相続アドバイザーという、人の役に立つ好きな仕事をしています。相談を受ければ、

勉強し知恵を出し、自分で一生懸命働き問題解決のお手伝いをします。そして、お客様に喜んでもらって報酬をいただいています。同じお金でも、利息としてもらうのとはお金の重みとありがたみがまるで違います。しかも、ひとつひとつの仕事を通じて自分自身を成長させてもらっています。今回も、Sさんとそのご家族から大切なことを学ばせていただきました。そして、この「礼状」です。ありがたいです。いい仕事に出会えて幸せです。

(2006. 8. 4)